

公益財団法人計算科学振興財団 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）定款第14条、第30条及び40条に基づき、財団の評議員、理事、監事及び顧問（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の勤務形態)

第2条 この規程において、常勤とは、財団を主たる勤務場所として、財団の業務に日常継続的に（週3日以上、在宅勤務を含む）従事することをいう。

(報酬)

第3条 財団は、常勤理事及び監事の職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、報酬を辞退する者は、文書により理事長に申し出ることができる。

2 その他の役員等については無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤理事に対する報酬の額は、別表の額の範囲内で理事会において定めるものとする。

2 監事に対する報酬の額は、年額50万円以内の範囲内とし、監事の報酬の額は、別表の額の範囲内で監事の協議に基づき定めるものとする。

3 前2項にかかわらず、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に基づき地方公共団体から派遣された常勤理事については、派遣元団体職員の例により支給する。

(旅費)

第5条 役員等が、財団の用務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費を支給する。

3 旅費の種類とその額は、財団職員の例を準用する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この変更は令和 2 年度第 1 回評議員会の決議の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

役員の区分	報酬の上限額
常勤理事	年額 1,000 万円以内
監 事	監事が業務監査、会計監査、その他財団運営上必要な監査等を行った場合に、1 日につき 50,000 円